

葛飾区児童相談所（一時保護部門） 第三者評価結果報告書

種別	一時保護所
①第三者評価機関名	
一般社団法人Riccolab.	
②施設名等	
名称：	葛飾区児童相談所
施設長氏名：	中林 貴紀
③評価日程	
利用者調査：	2024年10月7日（月）
自己評価：	2024年9月～10月
訪問調査：	2024年12月13日（金）
④総評	
【良い点】 ○「定員数を多く設定し、居室の個室化やラウンジ・体育館等の設置で、プライバシー等に配慮したゆとりのある環境を整備している」 開設にあたり一時保護の収容定員を多く確保して、定員を超える受け入れをすることなく、ゆとりのある支援ができるようにしている。ハード面でも国の設置基準を上回り、学齢時の子どもの居室の個室化、ソファやクッションでくつろげるラウンジ、スポーツ活動や室内遊戯等の多様な活動ができる体育館、幼児専用の活動室、複数の静養室、広い食堂、執務室等で、多様な活動ができる設備と個別性の尊重及びプライバシーに配慮した、ゆとりのある環境を整備している。	
【良い点】 ○「子どもが意見や要望等を伝えることができる場面をさまざまに用意するとともに、日頃の生活場面で職員へ話しかけやすい雰囲気作りにも努めている」 子どもの意見表明権を保障する観点から、意見箱に投函する用紙を一時保護所用と区の児童福祉審議会用とを色分けする工夫や、2名の弁護士が定期的に一時保護所を訪れて直接、子どもと話をする時間を用意している。また、毎週末に、男女別の子ども会議を開催し、自由に意見を言える機会を持つ他、日頃の生活場面でも、職員へ気軽に話しかけられる雰囲気を大切にしながら支援を進め、適宜、個室で相談対応する等、さまざまな場面で子どもが一時保護所に対する意見や要望、苦情を伝えることができるように取り組んでいる。	
【良い点】 ○「地域社会に顔の見える児童相談所を目指して開設しており、子どもの安全性を確保しつつ、地域とつながる機会を持つことができるように努めている」 令和5年10月に児童相談所を開設する前から、地域社会に顔の見える児童相談所を目指して、一時保護所を併設していること等も含め、区内を中心に広く情報提供している。子どもの安全を保障することを大前提としつつも、外出の機会や通学の機会、外部講師の受け入れ等を通して、子どもが地域とつながる場面を用意するとともに、学校や警察をはじめとする関係者と連携を密に取りながら、子どもが安全に生活することができるように努めている。	
【更なる改善点】 ●「職員の育成に関するしきみを整備していくことにより、職員一人ひとりの能力向上を図っていくことが期待される」 開設までの準備期間も含め、独自の一時保護所マニュアルを作成して職員間で共有しながら子どもの養育・支援にあたっている。一方で、判断に迷った場面等にスーパービジョンを受ける機会や、新人職員のOJT体制の確立などが課題となっている。また、外部研修を受講して新たな知識や技術を得ることに意欲的な職員が多い状況のなか、実際に受講の機会が十分用意できない状況がうかがえる。今後、育成のしきみをさらに充実させることで、業務に必要とされる専門性の習得等につなげていくことが期待される。	
【更なる改善点】 ●「支援の振り返りをし、養育・支援の質の向上のために、自己点検のしきみを構築していくことが望まれる」 一時保護所の業務は、子どもの入退所、状況把握、アセスメント、安心・安全な生活の保障、自己肯定感を育み信頼関係の構築、子どもの権利保障等と多岐に渡っている。日常業務に追われ、職員が支援の振り返りができるゆとりを持つことが難しい現状がみられている。職員のメンタルヘルスに力を入れるとともに、養育・支援の質の向上のために、チェックリストを活用した自己点検を定期的に行う等、組織的なしきみを構築していくことが望まれる。	

【更なる改善点】

●「スマートフォンをはじめ私物の持ち込みについて、社会状況を踏まえ対応を検討していくことが期待される」
 子どもの私物の持ち込みについては、「学習用の教材」と「部屋の中で使える物」に限り応じている。一方、子どもの意見からも、「スマートフォンを使えるようにしてほしい」といった声が寄せられている。所としても、子どもの安全のためにセキュリティ対策が図れるか等、社会状況を踏まえて検討していきたいとしている。私服の持ち込みも含めて、子どもに安心・安全の環境を提供していくためのさらなる検討が期待される。

実施状況

【判断基準】ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

- s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

⑤第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（一時保護所）

共通評価基準（64項目）

I 子ども本位の養育・支援（14項目）

1 子どもの権利保障（NO.1～11）

[No. 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか		第三者 評価結果
	[No. 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	a
	□子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか	○
	□子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか	○
【コメント】		
子どもの権利を説明する方法として、幼児には紙芝居で、小学生と中高生にはそれぞれ別に「一時保護所のしおり」に基づき説明することで、理解が深まるように取り組んでいる。外国籍で日本語の理解が難しい子どもに対しては、適宜、翻訳アプリを活用する等によって説明している。		

[No. 2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか		第三者 評価結果
	[No. 2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	a
	☐ 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか	○
	☐ 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか	○
【コメント】		
第三者委員の弁護士2名が定期的に一時保護所に来所し、面接を希望する子どもと直接話をする機会を用意している。また、意見箱を設置し、児童相談所宛てと区の児童福祉審議会の事務局宛てに区分し、直接意見が届くしくみを整備している。さらに、毎週末に子ども会議を男女別で開催して意見等を確認・把握しつつ、実現可能性等を検討している。		
[No. 3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
	[No. 3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a
	☐ 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか	○
	☐ 不服申立ての方法等について、保護者に示しているか	○
【コメント】		
一時保護の理由や目的について、「一時保護所のしおり」や「わたしのきもちシート」に沿う形で説明するとともに、子どもが不安に感じている状況等を把握し、適宜、伝えることができる情報を伝える等、気持ちに寄り添った支援に努めている。また、保護者に対しては、不服申し立て等の説明を一時保護決定通知に沿う形で説明し、理解を促している。		
[No. 4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
	[No. 4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a
	☐ 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	○
【コメント】		
現状や見通しを説明するのは担当の児童福祉司と児童心理司であり、面接を通して伝えている。一時保護所の職員の立場からも、可能な限り今後の見通し等を伝えている他、子どもの気持ちの揺らぎ等がみられた際に、随時、フォローしながら支援を続けている。		
[No. 5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
	[No. 5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a
	☐ 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか	○
	☐ 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか	○
	☐ 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか	○
	☐ 一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか	○
	☐ 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	○
【コメント】		
保護解除に向けて、担当の児童福祉司や児童心理司と情報共有しつつ子どもと関わったり、移行先の施設や里親宅への見学の手配等も持ちながら、新たな生活環境について理解が進むように取り組んでいる。また、他児との別れの挨拶等ができるよう、可能な限り、退所式を企画・実施する等、工夫している。		

[No. 6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか ☐ 子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っているか ☐ 一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	b ○ △
【コメント】		
子どもがSOSを出せるように、日頃の生活場面で職員と気軽に話ができる雰囲気作りに努めている他、日記を書く時間を設けており、記載された事柄を職員が把握しながら、適宜、対応している。また、一時保護解除後も児童相談所として相談や支援をしていくことを面接の際に直接説明している。なお、新たにリーフレット等を作成して手渡すことが有効と考えているため、取り組んでいくことが期待される。		
[No. 7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか	s ○ ○ ○ ○
【コメント】		
地域社会に顔の見える児童相談所というコンセプトのもとで開設されており、一時保護所の子どもについて、可能な限り外出や通学ができるように検討を重ねている。実際に学校へ通っている子どももみられている他、外出についても保護が長期化している子どもに対してリフレッシュ外出を企画・実施している。		
[No. 8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか ☐ 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか ☐ 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか ☐ 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか	a ○ ○ ○
【コメント】		
被措置児童等虐待が発生しないように、入所の際に子どもに対して、すぐに相談できること等を説明して情報が埋もれないように取り組むことに加え、職員側でも学びの機会はもとより、子どもと1対1の構造にならない勤務体制を意識し調整している。また、虐待につながる事例についてもヒヤリハットとして報告するしくみも定着している。		

[No. 9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a
	□子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか	○
	□子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか	○
	□子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか	○
【コメント】		
子ども同士での権利侵害が生じないように、日々の支援場面で職員が子ども相互の関係性を把握しつつ、適宜、対応に努めている。また、ほっとルームという個室が複数用意されており、職員が個別の相談に応じたり、子どもがクールダウンすることができる環境のもと、適宜、対応している。		
[No. 10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	a
	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか	○
【コメント】		
インテーク面接の際等に、思想や信教の自由に関する事柄を把握している。例えば、ハラル食への対応等、必要に応じて、具体的な配慮がされている。		
[No. 11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	a
	性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか	○
【コメント】		
開設してこれまでの段階で、性的なアイデンティティへの配慮が必要な子どもの受け入れはない状況であり、今後、該当する子どもを受け入れた際に配慮方法等を協議する予定としている。例えば、4部屋ある静養室にはトイレや浴室もあり生活が完結できる構造となっている等、個別性の高い配慮が可能な環境が備わっている。		

2 養育・支援の基本 (NO.12~14)

[No. 12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか ☐ 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか ☐ 子どもへの接し方、対応は適切であるか ☐ 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか ☐ 全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか ☐ プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか	b ○ △ △ △ ○
【コメント】		
子どもへの接し方や対応が適切なものとなるように努めたり、子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる支援を目指して取り組んでいる。なお、いずれについても一時保護所がスタートしてまもなく、勤務経験の浅い職員が多いこと等から、標準的な関わり方の浸透を図っている段階であり、個性の高い適切な対応方法については、今後の経験の積み重ねや学びの機会を通して習得していく状況となっている。		
[No. 13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか ☐ 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか ☐ 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか	a ○ ○
【コメント】		
日々の関わりの中で、子どもが大切な存在であることを実感できる声かけに努めている他、学習時間等で子どもが作り上げた作品を共有スペースに展示したり、表彰する等の取り組みを進めている。今回の訪問調査時には、子どもが作り上げたスノードームが飾られており、季節や時期に応じてさまざまな作品づくりに取り組み、自己表現を促している。		
[No. 14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか ☐ 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか ☐ 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか	b ○ △
【コメント】		
子どもからの聞き取りについては、それぞれ担当する児童福祉司や児童心理司等が役割分担のもとで進める中、適宜、一時保護所の職員と情報共有している他、生活場面で子どもからの訴えなどがあった場合に、その内容について担当に伝えている。なお、情報の共有が口頭伝達の場合が多いことを課題と認識しているため、今後、ITの活用等でさらに情報を共有しやすいしくみを整備していくことが期待される。		

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備（15項目）

1 適切な施設・環境整備（NO. 15~17）

[No. 15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか		第三者 評価結果
	[No. 15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか ☐ 子どもの保護ができる場が用意できているか ☐ 開放的環境における対応が可能となっているか ☐ 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか ☐ プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか	s ○ ○ ○ ○
【コメント】		
学齢児の居室は全室個室となっている他、区の人口に比して多めの定員を設定しているため、定員超過はほとんど生じない形で受け入れている。ゆったりとした共有スペースや4ヵ所の静養室、男女ともにトイレや浴室を複数用意する等、新基準を上回る環境・設備を用意しており、全体として開放的な環境となっている。		
[No. 16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか		第三者 評価結果
	[No. 16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか ☐ 個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか ☐ 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	s ○ ○
【コメント】		
全室個室の居室を完備していることに加えて、ほっとルームの複数設置や生活が完結できる静養室の用意等、子どもの状態に応じて個別性の高い生活を送ることができる環境となっている。生活日課についても、個別の状況に応じて、外出や通学、さらにはスマートフォンの使用をはじめとする通信についても実現可能性について検討を重ねる等、個別性を尊重することを前提に取り組んでいる。		
[No. 17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか		第三者 評価結果
	[No. 17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか ☐ 安心して生活できる環境が確保されているか ☐ 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか ☐ 家庭的な環境となるような工夫がされているか ☐ 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか ☐ 必要な修繕等が行われているか ☐ 生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか	s ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】		
庁舎管理や清掃・洗濯、給食、寝具管理を専門業者に委託することで住環境の快適性の向上を図っている。また、屋上は開放的で見晴らしがよく、花火や夜景、月見等を子どもが楽しめる機会を用意している。		

2 管理者の責務 (NO. 18)

[No. 18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか		第三者 評価結果
	[No. 18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	b
	☐ 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか	○
	☐ 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか	△
	☐ スーパーバイズができていますか	△
【コメント】		
スーパーバイズを担う役職者として課長や係長を配置しながら、朝・夕の引き継ぎの場面等を通して職員へ直接、指導や助言を行っている。ただし、スーパービジョンの方法の確立等、職員育成の全体的なしくみが十分確立されていないため、今後、整備していくことが期待される。		

3 適切な職員体制 (NO. 19~25)

[No. 19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか		第三者 評価結果
	[No. 19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	a
	☐ 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか	○
【コメント】		
子どもの起床からの数時間や夕方から就寝までの時間について、子どもの人数によっては瞬間的に新基準を下回る状況も発生する場合がある一方、夜勤帯も含めて、常勤職員や会計年度任用職員を配置し、子ども一人ひとりの状況に対応できるように取り組んでいる。		
[No. 20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	b
	☐ 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	○
	☐ 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	△
	☐ 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	○
【コメント】		
開設までに、必要な専門性を有する職員の採用や都内の児童相談所への派遣等を通して、必要な能力等を有する職員の配置に取り組んできている。なお、現在は各職員が一時保護所開設後の経験値を積み重ねている段階であり、職員一人ひとりに求められる専門性等を育成するしくみの確立や、適正な人事異動等を進めていくことが課題と認識しているため、引き続き、計画的に取り組んでいくことが期待される。		

[No. 21] 情報管理が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 21] 情報管理が適切に行われているか ☐ 個人情報 that 適切に取り扱われているか ☐ 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか ☐ 書類や記録等が適切に管理・更新されているか ☐ 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか ☐ 情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】		
子どもの個人情報が含まれる情報のうち、データ化されたものは外部からの不正アクセスを防止するシステムを構築して管理している。書類についても情報毎にファイリングして保管方法を決めて取り扱っている。		
[No. 22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか ☐ 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか ☐ 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか ☐ 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか ☐ 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか	b ○ △ △ △
【コメント】		
独自の一時保護所マニュアルの中で、子どもの権利擁護と支援に関する心構えや基本的な姿勢等を明示し、職員の理解が深まるように取り組んでいる。一方、職員一人ひとりの育成に向けた計画的な取り組みについては今後の課題となっている。内外研修の機会充実やスーパーバイズのしくみを確立していくことが期待される。		
[No. 23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか ☐ 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか ☐ 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か	a ○ ○
【コメント】		
子どもの養育・支援に必要な情報について、勤務シフト交替の場面で直接申し送っている。また、記録入力システムを通して確認できる環境のもと、日々、情報共有・引継等を行っている。		

[No. 24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	a
	☐ 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか	○
	☐ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか	○
【コメント】		
一時保護所が相談部門と同じ建物内にあるため、必要に応じて、直接連携できる環境の下で養育・支援にあっている。また、入所時や定期的な会議等を通して児童福祉司や児童心理司と子どもに関する情報を共有し、適宜、連携している。		

[No. 25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか		第三者 評価結果
	[No. 25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a
	☐ 適正な就業状況が確保されているか	○
	☐ 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされているか	○
【コメント】		
清掃や洗濯等の業務を専門業者に委託する等により、子どもの支援を担当する職員の業務負担軽減を図っている。また、働き方改革の動きに合わせて労働環境の改善策を講じている他、時間外勤務も少ない状況が維持されている。		

4 関係機関との連携 (NO. 26~29)

[No. 26] 医療機関との連携が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 26] 医療機関との連携が適切に行われているか	b
	☐ 必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか	○
	☐ 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか	△
【コメント】		
看護師や嘱託の小児科医師を配置し、年間を通して子どもの健康が維持できるように体制を整えている。なお、特別な配慮が必要な子どもへの対応のうち、児童精神科医との協力体制が十分確保できていない状況が課題となっている。		

[No. 27] 警察署との連携が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 27] 警察署との連携が適切に行われているか	a
	☐ 警察署との連携が日頃から行われているか	○
	☐ 警察の面接等に当たっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか	○
	☐ 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか	○
【コメント】		
警察OBである安全確認対応職員等と連携した動きや、定期的な警察署との連絡会、要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議、青少年問題連絡協議会等で管内警察署と情報共有や意見交換を進めている。警察が身近な存在に感じられる地域性も含め、適宜、連携しやすい環境となっている。		

[No. 28] 施設や里親等との連携が図られているか		第三者 評価結果
	[No. 28] 施設や里親等との連携が図られているか	a
	☐ 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか	○
【コメント】		
施設や里親等への移行が決定した後、担当の児童福祉司や児童心理司と連携しつつ、事前の見学や情報伝達の機会を持ち、子どもが安心できるように努めている。また、日頃の様子や日記の記述などから気持ちの変化を察知し、適宜、寄り添う支援に取り組んでいる。		
[No. 29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか		第三者 評価結果
	[No. 29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	a
	☐ 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか	○
	☐ 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか	○
【コメント】		
要保護児童対策地域協議会や子ども総合センター、教育委員会、医療機関等、子どもを取り巻く関係機関との連携を図りながら、子ども一人ひとりの特性や状況、成長・発達段階に合わせた適切な養育・支援が展開できるように努めている。		

Ⅲ 一時保護所の運営（25項目）

1 一時保護の目的（NO. 30）

[No. 30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか		第三者 評価結果
	[No. 30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a
	☐ 理念・基本方針が職員に周知されているか	○
	☐ 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか	○
【コメント】		
理念として「子どもが安全で安心して生活することができ、子どもの権利が尊重され、個別的なケアが重視されるとともに、心理的安全性の高い組織運営がなされること」を掲げ、理念実現につながる基本方針についても定め、マニュアルの冒頭に明示する等により職員全体へ周知している。		

2 一時保護所の運営計画等の策定 (NO. 31)

[No. 31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	a
	☐ 事業計画が策定されているか	○
	☐ 事業計画に基づく取組みが実施されているか	○
	☐ 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか	○
	☐ 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか	○
【コメント】		
事業計画書が作成されていることに加えて、組織目標と個人目標それぞれについて達成状況を確認しながら、着実な実行を推進するしくみも整備されている。所定の「目標・成果票」に基づき、係目標と担当業務の内容等を年度当初に確認した後、中間と期末に取り組みを評価する形で進めている。		

3 一時保護の在り方 (NO. 32)

[No. 32] 緊急保護は、適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 32] 緊急保護は、適切に行われているか	a
	☐ 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	○
	☐ 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	○
【コメント】		
里親委託や施設入所、家庭復帰等、個別のケースによって保護解除となるまで日数の相違がみられる中、必要最低限の保護期間となるように努めている。開設して以降、平均の保護期間は2ヵ月を下回る状況となっている。		

4 一時保護所における保護の内容 (NO. 33~41)

[No. 33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか ☐ 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面に生活面のケアを行っているか ☐ 日課構成は適切か ☐ 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか	b ○ ○ △
【コメント】		
一時保護開始時は、学齢の子どもは感染症対策を配慮し静養室で生活し、集団生活への準備期間としている。個々の子どもの状態に合わせた生活面のケアに努めているが、集団のルールを優先する場面があり、支援への共通認識が必要としている。なお、集団場面で不調になったり、体調不良になった際は、適宜、静養室を使って個別対応をしている。		
[No. 34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか		第三者 評価結果
	[No. 34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか ☐ レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか ☐ 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか ☐ 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか ☐ 遊具や備品について、定期的に点検しているか	s ○ ○ ○ ○
【コメント】		
ラウンジでくつろげるようソファやクッションを設置し、本・漫画等も自由に読むことができる環境を整備している。スポーツ活動や室内遊戯等は、常設の体育館にて月2~3回、外部講師によるキックボクシング・少林寺拳法・ボッチャ等の活動もしている。可能な限り、公園・河原・図書館等への野外活動も実施している。秋には近隣の学校のグラウンドで、弁当持参でスポーツフェスティバルも行っている。遊具や備品等も新品を揃え充実している。		
[No. 35] 食事が適切に提供されているか		第三者 評価結果
	[No. 35] 食事が適切に提供されているか ☐ 1日3食の食事が提供されているか ☐ 食事の安全・衛生が確保されているか ☐ 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか ☐ おいしく食事をするための配慮がなされているか ☐ 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか	a ○ ○ △ ○ ○
【コメント】		
毎月、子どもから食事アンケートで嗜好の把握をし、行事食の工夫やイベントへの対応等も含めて食事が楽しみになるように取り組んでいる。食事は適温で提供され、広い食堂でテーブルを囲み会話を楽しみながら食べている。食物アレルギーやハラル食への対応をしているが、前者において事故報告事例があり、情報共有と意識の徹底、非日常的食材の使用の配慮、栄養士の導入の検討等、具体的な再発防止対策を講じている。また、毎月、給食委員会を開催し、適切な食事の提供と食事環境の整備等に努めている。		

[No. 36] 子どもの衣服は適切に提供されているか		第三者 評価結果
[No. 36] 子どもの衣服は適切に提供されているか		a
☐ 衣服の清潔は保たれているか		○
☐ 衣習慣が身に付くように支援しているか		○
☐ 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか		○
☐ 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか		○
【コメント】		
衣類等の洗濯は専門業者に委託し、子ども一人ひとりごとにこまめに対応し衣類等の清潔は保たれている。個々に特定した衣類から好みに合わせて選択している。外出の際は、普段の服装に変化を加える配慮をしている。		
[No. 37] 子どもの睡眠は適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 37] 子どもの睡眠は適切に行われているか		a
☐ 就寝・起床時刻は適切か		○
☐ 睡眠環境は適切か		○
【コメント】		
就寝時刻は年齢によって設定時間を変えている。幼児は集団での睡眠環境であるが、学齢以上の子どもは、個室での睡眠環境を整備している。起床時間は7時としているが、休日にはゆっくり起床ができるよう工夫していきたいとしている。		
[No. 38] 子どもの健康管理が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 38] 子どもの健康管理が適切に行われているか		a
☐ 子どもの健康状態が把握されているか		○
☐ 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか		○
【コメント】		
看護師2名を配置し、健康面で気になることがあれば相談し、必要に応じて嘱託医が対応する体制を整えている。毎朝の検温及び日々の体調観察にて、健康状態を把握し健康管理を適切に行っている。		
[No. 39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか		a
☐ 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか		○
☐ 在籍校との連携が図られているか		△
☐ 通学可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか		○
【コメント】		
学習支援は、子どもの学習進度に合わせた個別計画を、4名の学習支援協力員で作成し支援している。学習習慣が身に付いていない子どもには、個別の教材を用意し学習意欲の向上に努めている。通学可能な子どもについては、担当児童福祉司等と連携してできる限り対応している。なお、在籍校との連携は今後の課題としている。		

[No. 40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	a
	☐ 発達個人の差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか	○
【コメント】		
幼児専用の生活スペースの他に、専用の遊戯室があり独自の活動をしている。また、体育館やベランダ等を活用し、遊びの内容を工夫して取り組んでいる。異年齢の子どもたちとの交流は、今後の課題としている。幼児対応の職員は、保育士を配置し支援している。		
[No. 41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a
	☐ 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	○
	☐ 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	○
	☐ 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか	○
【コメント】		
家族への支援は、担当児童福祉司や児童心理司が必要に応じて対応している。対応内容は一時保護所職員と情報共有をし、担当児童福祉司等に対応を依頼することもある。面会等については、適宜「子どものきもちシート」を使い子どもの意向確認をし、安全・安心に配慮の上実施している。		

5 特別なケアの実施 (NO. 42~49)

[No. 42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	a
	☐ 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか	○
	☐ 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか	○
	☐ 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対応が行われているか	○
	☐ PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか	△
【コメント】		
子どもの性的問題の状況を把握し理解した上で、相談援助担当係と保護係で協議し、必要な対応に取り組んでいる。性教育については、児童心理司や保健師から個別対応で行っている。		
[No. 43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	b
	☐ 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか	○
	☐ アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか	△
	☐ 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか	○
【コメント】		
他害や自傷行為等のある子どもの背景・要因を分析・理解した上で、担当児童福祉司、児童心理司及び必要に応じて医師等と連携し、アセスメントをし必要な対応をしている。暴力行為や興奮状態等の逸脱行動があった時は、集団から分離し自室等で個別対応をしている。なお、子どもの不穏な行動を予測して、予防的な対応ができるよう職員のスキルアップが向上する取り組みに期待したい。		

[No. 44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか ☐ 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか ☐ 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか ☐ 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか	a ○ ○ ○
【コメント】		
入所時に入所に至る経緯及び背景を十分に把握し、担当児童福祉司や児童心理司と連携し、子どもの安全を守るための必要な対応をしている。無断外出があった時は、他の子どもに影響がないよう日常生活ができるようにしている。戻ってきた際は、担当職員から心配していたことを伝え振り返りをして、無断外出に至った背景の理解に努め、再発を防いでいる。開所から数名の無断外出があったが、子どもが落ち着いた環境のもと自己肯定感を感じられ、信頼関係が構築できる支援に力を入れている。		
[No. 45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか ☐ 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか ☐ 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか ☐ 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか	a △ ○ ○
【コメント】		
他の子どもと生活の導線を分離できる個別の生活環境が整備されている。開所以来、重大事件に係る子どもの受け入れはなく、子どものプライバシーの保護、マスコミ対応、子どもの権利を踏まえた関係機関とのやり取りなどの事項に、配慮して取り組みたいとしている。		
[No. 46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
	[No. 46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか ☐ 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか ☐ 葬儀等に参加させているか ☐ 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか	a ○ ○ ○
【コメント】		
今までに対象の子どもはいないが、子どもの人生において重大な出来事であるので、葬儀等に参加できる体制をとって、できる限り対応したいとしている。		
[No. 47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか ☐ 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか ☐ 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	b ○ △
【コメント】		
被虐待児を受け入れた際の必要な支援が行える環境は、居室の個室化、静養室、クールダウン室等の活用で整備されている。心理ケア、治療的ケア等の専門的なケアを行える体制はあるが、ケアの質と対応力向上の職員のスキルアップが必要としている。		

[No. 48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b
	□受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	○
	□受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	○
	□障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか	△

【コメント】

障害児を受け入れる場合は、一時保護所での生活が可能であることを条件に対応している。他の子どもへは障害に限らず、一人ひとり違う個性であることを前提に説明している。職員の障害に対する知識と理解をさらに深め、対応力向上が図れる取り組みに期待したい。

[No. 49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a
	□受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	○
	□受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	○
	□服薬管理や医療行為は適切に行われているか	○

【コメント】

健康上配慮が必要な子どもには、医療情報を基に相談部門と連携し、生活上の留意点を確認しながら対応している。日々の体調等の変化については、適宜看護師と相談しながら対応している。服薬は、ダブルチェック等で適切に行われている。

6 安全対策（NO. 50~52）

[No. 50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか		第三者 評価結果
	[No. 50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a
	□無断外出があった場合の対応は明確になっているか	○
	□無断外出の未然防止に努めているか	○

【コメント】

無断外出があった場合は、対応マニュアルに沿って警察との連携等で迅速に対応している。無断外出の未然防止のために、一時保護所で生活したくないという気持ちにならないように、良好な人間関係作りに心がけている。

[No. 51] 災害発生時の対応は明確になっているか		第三者 評価結果
	[No. 51] 災害発生時の対応は明確になっているか	a
	☐ 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか	○
	☐ 避難訓練を毎月1回以上実施しているか	○
	☐ 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか	○
【コメント】		
防災訓練実施計画書に沿って、定期的に避難訓練を行っている。地震発生時には、震度によらず安全行動を徹底しており、安否確認報告も速やかにしている。日頃から緊急時発生時に適切な協力が得られるよう、消防署、警察等の関係機関との連携を図っている。なお、今後に向けて、夜間想定避難訓練の実施にも期待したい。		
[No. 52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか		第三者 評価結果
	[No. 52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a
	☐ 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか	○
	☐ 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか	○
【コメント】		
感染症の予防は、入所時から原則48時間静養室で生活している（幼児を除く）。看護師から感染予防の指導を徹底し周知している。感染症が発生した時は、静養室を使用し感染拡大防止に努めている。		

7 質の維持・向上 (N0. 53, 54)

[No. 53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか		第三者 評価結果
	[No. 53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	s
	☐ マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか	○
	☐ マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか	○
	☐ マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか	○
	☐ マニュアル等の内容について見直し等が行われているか	○
【コメント】		
基本的な対応方針や手順等を項目別に詳しくまとめた、独自の「一時保護業務マニュアル」を作成している。マニュアルは開設前に全職員で検討し、共通認識の基で作成しており共有が図られている。職員を業務別の係に配置し、事務を分掌しながら係の役割や改善点に関して、マニュアルの見直し作業を行いながら使用している。		

[No. 54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか		第三者 評価結果
	[No. 54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	a
	☐ 自己評価が定期的に行われているか	○
	☐ 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか	○
	☐ 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか	○
	☐ 職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか	○
【コメント】		
開設から1年を経過して第三者評価を受審し、経営層評価及び自己評価で支援の振り返りができている。養育・支援の質の向上のために第三者評価結果を活用し、改善点を共有して職員一体となった取り組みができるよう期待したい。また、チェックリストを活用した自己点検を、定期的に行う仕組み作りに期待したい。		

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント（6項目）

1 アセスメントの実施（NO. 55, 56）

[No. 55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか		第三者 評価結果
	[No. 55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	a
	☐ 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか	○
	☐ 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか	○
【コメント】		
保護開始にあたっては、担当児童福祉司の社会調査で得られた、医療面を含めた子どもの状況は伝えられ把握している。特に、母子手帳、学校保健情報等から家庭に関する基本情報、発達状況、アレルギー、問題行動等を確認している。入所時に必要な情報がない時は、関係機関等に問い合わせる等で迅速に情報収集をしている。できる限り一時保護が必要な子どものニーズに沿った生活が可能になるよう配慮したいとしている。		
[No. 56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか		第三者 評価結果
	[No. 56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	b
	☐ チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか	○
	☐ 総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか	△
【コメント】		
家庭、学校、保育園等からの必要な情報を担当児童福祉司から伝えてもらい、情報共有の基で適切なアセスメントを心がけている。社会、心理、医学、行動の各種診断の調査状況をシステム等で共有し、各部門が連携して定期的な観察会議等を行い、子どもの支援方針につなげている。一時保護解除後に、家庭か施設といった行先の方針だけでなく、子どもの自立を意識した支援方針の検討の視点を持つように努めたいとしている。		

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施（NO. 57, 58）

[No. 57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか		第三者 評価結果
	[No. 57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
	☐ 個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか	△
【コメント】		
基本は子ども一人ひとりの状況に合わせる、個別ケアであるとの意識で対応している。但し、どうしても集団のルールを優先することもあり、支援の振り返りが必要としている。また、一時保護解除後の方針が決まらないケースも多く、結果的に保護が長期化となり、子どもの権利の視点からも改善が必要としている。		
[No. 58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか		第三者 評価結果
	[No. 58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	b
	☐ 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか	△
	☐ 子どもの変化に応じた支援が行われているか	△
	☐ 必要のない長期間の保護が行われていないか	△
【コメント】		
一時保護開始から1週間目と3週間目の観察会議を定例で実施し、アセスメントしている。ケースの状況変化を、相談部門と共有して適宜支援方針に反映している。なお、支援方針が子どもや保護者の意向に大きく左右されることが目立ち、方針がぶれて定まらない場合がある。		

3 子どもの観察（NO. 59, 60）

[No. 59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a
	☐ 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか	○
	☐ 子どもの行動観察の結果を記録しているか	○
【コメント】		
子どもの全生活場面において行動観察を行い、定められた様式の行動観察記録を作成している。行動観察記録は相談部門とも共有し、必要に応じて関係機関に情報を伝えている。		
[No. 60] 観察会議が適切に実施されているか		第三者 評価結果
	[No. 60] 観察会議が適切に実施されているか	a
	☐ 職員は、業務引継を適切に行っているか	○
	☐ 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか	○
【コメント】		
朝夕の業務引継ぎ等で、個々の子どもの状況、状態を的確に把握し共有している。観察会議を通じて相談部門と方針を共有し、退所後の支援の引継ぎも行っている。毎週の援助方針会議で、一時保護している子どもの状況報告をし所内共有を図っている。		

V 一時保護の開始及び解除手続き(4項目)

1 開始手続き (NO. 61, 62)

[No. 61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか		第三者 評価結果
	[No. 61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a
	☐ 子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか	○
	☐ 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか	○
【コメント】		
保護開始時は、子どもの所持品の保管や保護に必要な物等の確認をし、場合によっては担当児童福祉司を通じて、保護者から預かることもある。生活に必要な日用品、衣類等は、貸与または支給をしている。		
[No. 62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
	☐ 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか	○
	☐ 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか	○
	☐ 子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか	○
【コメント】		
子どもの心理的に大切な物については、子どもの希望を聴き安定した生活が送れるよう努めている。子どもの持ち物は、貸与品であっても子どもの所有物として意識できるよう配慮している。所持品については、子どもと確認後所持品保管票を作成し管理している。保護中に使用しない所持品は、子どもに確認の上、保護者に返却している。なお、私物の持ち込みについては、今後もさらに検討していきたいとしている。		

2 解除手続き (NO. 63, 64)

[No. 63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか		第三者 評価結果
	[No. 63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a
	☐ 一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか	○
	☐ 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか	○
【コメント】		
担当児童福祉司等との相談部門とは、常時密な情報共有をしている。一時保護中に得られた子どもの様子等については、保護者、里親、施設、関係機関等に伝えて引き継げるように支援している。		
[No. 64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか		第三者 評価結果
	[No. 64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
	☐ 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか	○
	☐ 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか	○
【コメント】		
保護解除にあたり、入所時に預かっている子どもの所持物は、開始時点で作成した所持品保管票と付け合わせるとともに、保護中に増えた物品も含めて、子どもと複数の職員で確認をし返却している。なお、子どもへの返還が不適切な物は、できる限り保護開始時点で保護者に返却している。		